

現 場 説 明 書

工事名称：沖縄県警察学校女子寮外壁等改修工事（再）

沖縄県警察本部警務部会計課

1 工事名称 沖縄県警察学校女子寮外壁等改修工事（再）

2 工事場所 沖縄県うるま市石川3402

3 工 期 契約締結日の翌日から令和9年3月5日まで

4 工事概要 図面記載のとおり

5 工事範囲 本工事設計図書（本書を含む。）に示す工事の施工一切

6 提出書類等

- (1) 別紙1に記載する書類は契約締結後に遅滞なく提出すること。
- (2) 完成図書は別紙2に基づき提出すること。

7 現場代理人及び主任技術者（契約書第10条関係）

工事請負契約書第10条に基づき行う現場代理人及び主任技術者等の通知は、別紙1の現場代理人通知書により行う。

~~なお、共同企業体の場合は、代表構成員は監理技術者を、構成員は主任技術者をそれぞれ当該工事現場に専任で配置しなければならない。~~

8 官公署への手続き

- (1) 本工事に必要な官公署及びその他の機関への許認可等必要な申請及び手続き（赤土対策等）は、遅滞なく行い、かつ、これらの手続きに要する費用はすべて請負業者の負担とする。
- (2) 資材の搬出入についての手続きは、所轄警察署及び道路管理者等と十分調整のうえ、請負業者が行うこととし、実施に当たっては関係官公署の指示に従い、特に車両渋滞の防止、一般通行者への安全対策及び公害防止には十分配慮すること。

9 支給材料及び貸与品（契約書第15条関係）

- (1) 支給する工事材料及び貸与する建設機械器具は以下のとおりとし、引渡場所及び時期については、監督員の指示による。

品 名	数 量	品 質	規格・性能

- (2) 支給材料及び貸与品は、工事の完成、設計変更等によって不用となった時は、監督員の指示により、速やかに返還しなければならない。

10 工事用水・工事用電力

当該工事に必要な電気、電話、水道、排水施設等に要する手続きは請負業者で行い、かつ、その設置に要する費用・使用料金等は請負業者の負担とする。

11 工事用看板等

- (1) 工事用看板の規格・寸法は別紙3による。
- (2) 安全表示板、交通表示板を現場内外の必要な箇所に設置する。

12 着工前の隣接施設の調査及び周辺への配慮

工事により隣接施設（土地、家屋、工作物及び道路等）を汚染、損壊しないように十分な予防措置を取り、また、工事に伴い発生する騒音等の公害についても万全の措置を講ずること。汚染、損壊した場合は、現状回復すること。

なお、工事に先立ち、現場内外における隣接施設の状態を調査及び写真撮影等により記録すること。

以上は、搬入経路についても同様とする。

13 埋設物等

工事中に敷地内より不発弾、文化財、埋設管等の埋蔵物や埋設物を発見した場合は、速やかに監督員に報告し、指示に従うこと。

14 使用資材の統一

同一現場が複数の工区に分かれている場合、構造、意匠、機能、耐久性及び維持管理の観点から、使用資材は、原則として各工区において同一資材(材質、形状、寸法、重量、同一メーカー品)を使用すること。

15 工程管理等

- (1) 原則として、週1回の工程会議を開催すること。
- (2) 安全衛生対策協議会を設置し、毎月1回以上の会議を行うこと。
- (3) 工程会議及び安全衛生対策協議会は、建築工事の受注者が中心となって運営すること。

16 資材等の運搬

- (1) 土砂等の運搬が運送契約により行われる場合は、正規の運送免許を受けた者及び車両を使用すること。
また、積載超過のないようにするとともに、交通安全管理を十分行うこと。
- (2) 現場より資材を搬入・搬出する場合はゲートに誘導員等を適切に配置し、安全管理に十分配慮すること。

17 中間検査（契約書第32条関係）

工事目的物について、工事施工中の中途において指定する出来形部分は、下記のとおりとする。
()

18 部分引渡し（契約書第39条）

工事目的物について、工事の完成に先立って引渡しを受けるべき部分は、下記のとおりとする。
()

19 瑕疵検査

請負業者は、工事完成後1年及び2年以内に、沖縄県警察本部警務部会計課の指示により瑕疵検査を受けなければならない。なお、この検査で発見された瑕疵は、速やかに修復しなければならない。

20 その他

- (1) 工事中に発生する産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他の関係法令に基づき適切に処理しなければならない。
- (2) 本工事により発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物は、産業廃棄物の処理に係る税（沖縄県産業廃棄物税）が課税されるので適性に処理すること。
- (3) 使用する再生資材は、原則として、沖縄県リサイクル資材評価認定制度資材（ゆいくる材）とする。
なお、工事で発生した建設廃棄物は原則としてゆいくる材の認定を受けた施設に搬出すること。

別紙 1

契約後速やかに提出する書類

	書 類	規格	部数	様式	備 考
1	工事関係通知書	A 4	1	営繕第 1 号	
2	着手届	A 4	1	第 3 号	
3	工程表	A 4	1	第 4 号	契約後15日以内
4	現場代理人等通知届	A 4	1	第 5 号	経歴書、実務経験証明書、関連資格写しを添付
5	建設業退職金共済制度の掛金収納書	A 4	1	第 6 号	
6	建設労災補償共済等確認願	A 4	1	第 7 号	
7	労働保険関係成立証明書	A 4	1		
8	火災保険、組立保険等	A 4	1		
9	受注時工事カルテ受領書	A 4	1		
10	再生資源利用計画書	A 4	1	様式 1・イ	
11	再生資源利用促進計画書	A 4	1	様式 2・ロ	
12	建設工事下請通知書	A 4	1	第 9 号	下請決定後随時提出
13	請負代金内訳書	A 4	1	営繕第 2 号	

随時提出する書類

	書 類	規格	部数	様式	備 考
1	建設工事下請通知書	A 4	1	第 9 号	下請決定後随時提出
2	施工体制台帳	A 4	1		作成次第随時提出
3	施工計画書	A 4	1		総合・工種別（着手前）
4	使用材料承諾願	A 4	1		規格、寸法等必要資料添付
5	施工図・機器承認図	A 4	1		総合図承認後
6	試験成績書	A 4	1		各種材料
7	材料確認書	A 4	1	第14号	
8	工事材料搬出承諾願	A 4	1	第15号	搬出材料一覧表を添付、搬入ごと
9	工事材料搬入報告書	A 4	1	営繕第 7 号	搬入ごと

毎月 5 日迄に提出する書類

	書 類	規格	部数	様式	備 考
1	定期報告書	A 4	1	営繕第 3 号	監理業務受注者の審査後
	(1) 工事履行報告書	A 4	1	第11号	各月ごと
	(2) 工事工程表（実施）	A 4	1	営繕第 4 号	契約工程表の写しに累計出来高を表示
	(3) 工事状況報告書	A 4	1	営繕第 5 号	各月ごと
	(4) 工事写真	A 4	1	営繕第 6 号	各月ごと
	(5) その他必要書類	A 4	1		月間工程表・週間工程表等補足資料

既済検査時に提出する書類

	書 類	規格	部数	様式	備 考
1	請負工事既済部分検査請求書	A 4	1	第36号	契約書に掲げる回数以内
2	工事出来高内訳書	A 4	1	第37号	
3	請求書	A 4	1	第 8 号	既済検査終了後

完成時に提出する書類

	書 類	規格	部数	様式	備 考
1	完成通知書	A 4	1	第43号	
2	引渡書	A 4	1	第44号	
3	請求書	A 4	1	第 8 号	検査合格及び引渡後
4	県産建設資材使用状況報告書（総括）	A 4	1	参考様式 1	
5	再生資源利用実施書	A 4	1	様式 1	
6	再生資源利用促進実施書	A 4	1	様式 2	
7	ゆいくる材利用状況報告書	A 4	1	用紙17	
8	ゆいくる材利用状況報告書（別紙）	A 4	1	参考様式 2	

別紙 2

完成図書

	書 類	規格	部数	備 考
1	契約関係書類	A 4	1	工事請負契約書、現場説明書、監督員通知書、建設業許可、工事着手時提出資料、完成通知書、引渡書等
2	施工計画書	A 4	1	工程管理、総合仮設計画、品質管理計画、その他各工種施工計画書等
3	施工体制台帳	A 4		下請通知書、再下請通知書、建設業許可証、作業員名簿、資格者証、緊急連絡体制等
3	資材承諾願	A 4	1	防水、塗装等
4	資材搬入報告書	A 4	1	防水、塗装等
5	立会検査願	A 4	1	アスベスト撤去、防水、塗装等
6	施工図	A 4	1	各施工図等
7	品質管理報告書	A 4	1	シーリング引張試験、含水率検査、各計画書等
8	定期報告書	A 4	1	工事履行報告書、工事工程表（実施）、工事状況報告、工事写真等
9	工程会議録	A 4	1	議事録、会議資料等
10	工事写真	A 4	1	機器撤去工事、内装撤去工事、基礎撤去工事、躯体撤去工事、外構撤去、完成写真等
11	安全管理関係書類	A 4	1	安全日誌、安全パトロール、新規入場者教育、KY活動等
12	電気設備工事	A 4	1	施工計画書、立会検査、品質管理、関係機関等申請書類等
13	機械設備工事	A 4	1	施工計画書、立会検査、品質管理、関係機関等申請書類等
14	完成図	A 3	2	A 4 版観音製本(青表紙) (メーカー・品番等記入)
15	保守・保全に関する資料	A 4	2	取扱説明書、保証書（クリアホルダー）等
16	工事完成書類引渡書	A 4	1	電子媒体納品書、目録含む

※ 詳細は監督職員の指示によるものとし、上記以外にも必要があるものは適宜作成する。

別紙 3

工事用看板の規格・寸法等は、原則として下記により請負契約ごとに作成することとするが、監督員の承諾により関連工事請負業者の共同作成とすることができる。

工 事 名 称：

工 期：令和〇年〇月〇日 ～ 令和〇年〇月〇日

発 注 者：支出負担行為担当官 沖縄県警察会計担当官 井澤 和生

監 督 員：沖縄県警察本部警務部会計課

設 計 ・ 監 理：

施 工 者：

大きさ：縦900mm×横1,800mm程度

背景色：ホワイト

文 字：丸ゴシック体、グレー色、300ポイント程度

額 縁：四方アルミ、グレー色

【指導事項】

ダンプトラック等による過積載等の防止について

- 1 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。
- 2 過積載を行っている資材納入業者から資材を購入しないこと。
- 3 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。
- 4 さし枠の装着または、物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが工事現場に出入りすることのないようにすること。
- 5 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- 6 下請契約の相手方または資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者を排除すること。
- 7 上記1～6のことについて、下請契約における受注者を指導すること。

